

# 相続対策は早いほど安心です！



現在、我が国における相続税の申告の割合は、年間死亡者数の4%～5%程度となっています。この割合からみても相続税は「お金持ち」にしか課税されないものと思われていました。

しかし、平成27年1月から相続税の基礎控除額が大幅に縮小されるため、相続税納税対象者の増加が現実となりました。相続税の対象になるかならないかは、皆様の所有されている財産の総額で決まるのです。

須黒税務会計事務所では、**相続税対策サービスプラン**を実施しております。

是非ご相談ください！！

## ～相続税対策プラン内容～

### Step1

#### 『相続に関する相談』

相続税申告の概要説明を行います。  
相続財産等のお客様情報のヒアリング。

### Step2

#### 『所有財産の評価』

現時点で所有されている土地、建物や自社株の概算評価を行い、現状の財産を概算額で見積もります。  
所有されている財産の額や、お客様情報より相続税対象者であるか否かを判定します。

### Step3

#### 『相続税試算』

現状での相続税試算を行い、現在の対策や将来の問題点を報告します。

## ～料金について～

Step1	無料	ご相談時間の長短にかかわらず一切無料です
Step2	70,000 円	所有されている財産の額にかかわらず一律です
Step3	100,000 円～300,000 円	財産の額によって変動します

## 須黒税務会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5 - 14 16 銀座アビタシオン 701号

TEL: 03-3542-9755(代表)